

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

美幌町の総人口は19,740人(2018年4月末現在)。現状では生産年齢人口が55%を超えており、老年人口が30%前半ではあるものの、生産年齢人口の減少は著しく、その減少スピードは年々加速し、20年後には両者の割合は逆転すると試算されている。(2014年人口問題研究所)

企業数は663社、うち卸売業・小売業167社(25.2%)、宿泊業・飲食サービス業135社(20.4%)、生活関連サービス業・娯楽業80社(12.1%)で半数以上の割合を占めている。

企業単位の総売上高は61,886百万円、うち食料品製造業が9,542百万円と最も高く、基幹産業が農業であることに加え、道内各地を結ぶ道路の要所となっている地理条件の良さから運輸業の比率も高いのが特徴である。

企業単位の労働生産性は3,026千円/人で道内70位、全国では827位の規模(2012年経済センサス)となっている。

就業者数は農業・林業の従業者数が多いのが特徴であるがその減少率は第1次産業よりも製造業や建設業といった第2次産業が大きい。

就業者の年齢構成は50~59歳が一番多く、29歳以下の割合が減少している一方、60歳以上の増加が見られ、就業者の高齢化も伺える。美幌商工会議所が四半期ごとに行う景気動向調査においても、事業者が抱えている問題点のトップは人口減少、高齢化に伴う人員不足となっており、実際にサービス業では人員不足による閉業が目立ち始めている。

(2) 目標

このような状況から、美幌町は付加価値の向上を目的とした先端設備等の導入及び人員不足の解消や作業効率の向上に資する先端設備等の導入を促進するために生産性向上特別法第37条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するため計画期間中に新たに20件程度の先端設備等導入計画を認定することを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

労働生産性の向上を判断基準とし、計画の目標伸長率が年平均3%以上であることとする。また、広域連携等も含めた地域の中核的な企業を中心とした取組に係る申請その他のグループによる申請については、グループ全体としての指標又は参加者個々の指標における目標伸長率が年平均3%以上であることとする。

2 先端設備等の種類

導入を促進する先端設備等の種類は、経済産業省関係生産性向上特別措置法施行規則第1条第1項に定める指定設備の全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本計画において対象とする地域は、全地域とする

(2) 対象業種・事業

本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から3年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

次のような事項が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

- ・ 人員削減を目的とした取組など、雇用の安定を脅かす恐れのあるもの。
- ・ 公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められる等、健全な地域経済の発展を脅かす恐れのあるもの。